



自然再生活動推進費

平成29年度予算（案）
9百万円（9百万円）

背景・目的

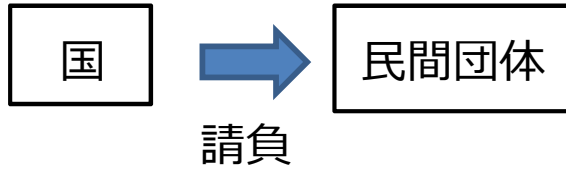
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、地域の自然再生の取組を促進し、自然と共生する社会の実現を図る。

事業概要

自然再生推進法に基づき、NPOや地域住民、行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するための取組を実施。

- (1) 自然再生専門家会議の運営等
(自然再生協議会の技術的課題への支援)
- (2) 自然再生の推進に向けた具体的事例、課題解決策など取り纏め
- (3) 自然再生協議会の設立に向けた調査・課題解決策の検討・普及啓発

事業スキーム



期待される効果

自然再生の取組の継続的かつ円滑な推進により、自然と共生する社会の実現を図る。

イメージ

- (1) 自然再生専門家会議の運営等
(自然再生協議会の技術的課題への支援)

自然再生推進法第9条6項等に基づき、自然再生事業の実施者が作成した自然再生事業実施計画について助言を頂く機会を設ける。



- (2) 自然再生の推進に向けた具体的事例、課題解決策など取り纏め

自然再生事業を円滑かつ継続的に行うために、事例収集や課題解決策の検討を行う。



- (3) 自然再生協議会の設立に向けた調査・課題解決策の検討・普及啓発

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の数を増やすため、原因調査や自然再生全体構想の作成支援等を行う。



自然再生推進法（平成15年1月1日施行）

- ・NPOや地域住民・関係行政機関など多様な主体が連携し、順応的な進め方により過去に損なわれた自然環境を取り戻し、自然と共生する社会の実現を図る。
- ・現在、全国25地区で法に基づく自然再生の取組を実施。